

那珂市市制施行10周年記念協賛事業

郷土が生んだ不屈の政治家

「根本 正」顕彰フェスティバル

期 日 平成26年8月24日(日)

会 場 那珂市中央公民館

日 程

区 分	時 間	備 考
1. 開会のことば	13:20	
2. 主催者あいさつ 来賓あいさつ	13:25~	
3. 映像で見る 「根本 正の生涯」	13:30~13:55	ビデオ鑑賞
4. 講 演		講 師
(1) 青少年健全育成の 精神と業績	14:00~14:45	顕彰会会長 會澤義雄
(2) 水郡線敷設事業の 業績	14:50~15:35	顕彰会副会長 仲田義一
5. 質疑応答	15:35~16:00	
6. 閉会のことば	16:00	

主 催 根本 正顕彰会

後 援 那珂市、那珂市教育委員会、青少年育成那珂市民会議、菅谷地区まちづくり委員会、菅谷小学校PTA、菅谷東小学校PTA、菅谷西小学校PTA、那珂第一中学校PTA、那珂第四中学校PTA

本日はご多忙の中、郷土那珂市の生んだ不屈の政治家根本正フェスティバルに多数の方々のご参加を頂き深く感謝申し上げます。

根本正は1851年（嘉永4）、那珂郡東木倉村（旧五台村）に生まれました。16歳の時水戸藩の役人になり、西洋の高度な科学文明に接しカルチャーショックを受けました。西洋の学問への欲求断ちがたく意を決して役人を辞し上京、英語を学ぶため中村正直の同人社に入学し苦学しながら勉強しました。さらに本場の英語を学ぶため28歳の時アメリカに渡り、小・中学校、大学の10年間の留学生活を送り帰国しました。

帰国後は板垣退助の誘いを受け愛国公党（後の政友会）に入り、政治家を目指し民主主義と人権尊重を基本に活動し、我が国に明治維新の新風を吹き込んだ代表的な1人と言えましょう。

根本正は国際的・国内的活動及び地域的活動とその活動範囲は、広範囲に及ぶと共にその「先見の明」には驚かされます。国際的功績としては明治政府の命令によりメキシコ・ブラジルの移住地探検があります。今日ブラジルには海外で最大の150万人の日系邦人社会が形成されていますが、その基礎を作ったのは根本正と云えましょう。また異文化の交流と国際理解の大切なことも身を以て示しました。

国内的功績も素晴らしく、根本正はクリスチャンとして個人1人1人が大切にされる平等な社会を目指しました。そのため教育を重視し欧米と比較して教育予算が少ないので、「軍備も必要であるが教育はもっと必要である」と主張し、子どもたち誰もが安心して学べるように小学校の授業料を無料化しました。また未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法を成立させ、将来の父母になる青少年の健全育成を目指すと共に親の責任の大切さも指摘しています。

県内では今年で80周年を迎える水郡線の建設も根本正の働きの結果で地域の発展に大きく貢献しました。今夏は台風11号・12号などにより九州・四国・中国・近畿地方に大きな被害をもたらしました。海難事故をきっかけに自然災害を防止するために高層気象観測所を提言し、旧筑波郡小野川村（現つくば市）に高層気象観測所が設けられました。今夏の台風では刻々と変化する気圧配置や風雨の状況とそれに伴う避難情報などが、テレビなどで頻繁に報道され被害防止に大きな役割を果たしましたが、その先駆を為したのはつくばの高層気象観測所だったのです。

また根本正は弱者救済の立場から労働災害で苦しむ人や借地人保護のための建議を帝国議会にしております。現在の労働基準法や生活保護法の本質の基になるものでした。中村正直の影響やアメリカ留学の体験から女子教育の向上にも取り組みました。「立派なる人の母は立派なりと、果たして然りとすれば立派なる人を出すは、立派なる母即婦人の優れたものにまたねばならぬ」と述べています。

根本正はこのような素晴らしい功績により、那珂市名誉市民に選ばれました。誠に目出度いことだと思います。最後になりましたがご後援・ご支援頂きました那珂市・那珂市教育委員会・青少年育成那珂市民会議・菅谷地区まちづくり委員会、菅谷小・菅谷東小・菅谷西小・那珂一中・那珂四中PTAの皆様にも厚く感謝申し上げます。

青少年の健全育成の精神と業績

—未来を見据えた不屈の政治家・根本正—

會澤義雄

1 水戸学との出会い

嘉永4年（1851）10月7日、東木倉村に生まれる。

文久3年（1863）豊田天功の家僕となる。

(1) 根本正と水戸学との出会い

豊田天功は大日本史を編纂する彰考館総裁で、正の父・徳孝の従兄弟に当たった人であったが、主従関係は非常に厳しかった。

実質的な水戸学は光圀の時代に始まったと言われている。光圀の教えは「我が主君は天子（皇室）なり、今の將軍は我が宗室（徳川家の本家）なり、あしく了簡仕り、取り違え申すまじき」（『不屈の政治家根本正伝』）と言うのが基本的考え方である。

根本正は豊田家に仕えて「義公様御壁書」に大きな影響を受けたものと思われる。後年選挙の名刺の裏に印刷して用いている。

また、社会教育とは「成るべく法律に依らず自制の精神を以て立派な国民となる便利の方法」（『教育と禁酒』根本正演説）であり、この壁書九カ条の教訓をお話しすると社会教育の実を上げることが出来るのではないかと述べている。

①苦はたのしみの種、楽は苦のたねと知るべし。

②主人と親とは無理なるもの（従わねばならない）と思へ、下人は足らぬもの（物わかりが悪い）と知るべし。

③子ほど親を思へ（子が親を慕うように）、子無きものは身にた^{くら}比べたるちかき手本を知るべし（自分を他と比較して反省する）。

④おきてに^お怖ぢよ、分別なきものに^お怖ぢよ（十分注意せよ）、恩を忘るる事なかれ。

⑤欲と色と酒とをかたきと知るべし。

⑥朝寝すべからず、^{はなし}咄の長座（長い無駄話）すべからず。

⑦小なる事は分別せよ、大なる事は驚くべからず。

⑧九分はたらず、十分はこぼるるとするべし。（常に最高を目指して努力せよ。しかし、これで達成したと満足してはならない）

⑨分別は堪忍にあるべしと知るべし。（大事なことは人を許す広い心を持つこと）

(2) 西洋文明の衝撃—時計とマッチとの出会い—

慶応3年（1867）正は16歳の時、水戸藩南御郡方役人となる。

徳川昭武（第15代將軍徳川慶喜の実弟）は、幕府の命により仏国・パリ博へ派遣され、この一行に随行した郡奉行服部潤次郎から土産のパッと火の

つく「マッチ」と正確に時を刻む「時計」を見せられ、高度な西洋文明の真隨に接し大きな衝撃を受け、横文字を学ぶ国を目指し、西洋の学問と英語への関心を高めていった。これには最初に仕えた豊田天功・小太郎父子の実学重視の生き方の影響もあったものと思われる。天功は「頑迷な保守主義者でなく、正確な外国事情の認識なくして、欧米の外圧に対抗できないと主張」（植田泰文）して、水戸藩から8人の蘭学留学生を送り出している。その1人が嫡男の小太郎で尊皇開国論者であった。

2 水戸から東京の生活へ

(1) 明治4年(1871)4年間務めた南御郡方役人を辞し東京へ

1) 三又学舎(英学塾)に学ぶ

東京で正は津山藩(現岡山県)出身の箕作秋坪^{みつくりしゅうへい}の三又学舎で勉学に励んだ。箕作は津山藩の儒者菊池文理の2男で、のち箕作家に養子に入ったものである。両家は「学者貴族」といわれるほど著名な家柄であった。箕作は蘭学を学び、幕府天文方翻訳員、長崎でプチャーチンに応接したり、さらに下田では日米和親条約の締結に参画した国際派であった。

嘉永6年のペリー来航後、洋学者の重要性が高まり、幕府の洋学研究及び外交文書翻訳を担当した「蕃書調所」の教授職手伝い、外国との条約で順次開港を迫られてる件の延期のため、その交渉や国王への親書を渡すため第1回遣欧使節団に随行し、福沢諭吉などと翻訳方を務めた。

また、ロシアに渡り樺太(サハリン)の境界線交渉を2回務めるなど国際的経験の豊富な学者であった。この経験を元に三又学者を設立し子弟の教育に努めた。明治8年東京師範学校摂理になり、高等師範学校の基礎を築いた人で、最初の東京学士院会員になっている。

正は授業形態が個人講義方式が原則だったので順番を待たねばならず大変苦勞したという。茲で学んだ期間は1年ほどであったが、三又学者の開明的学風は、水戸藩の生々しい抗争を見てきた正に新しい世界に目を開かせ、洋学への憧憬を一層高め、英学への傾斜を強めていったものと思われる。

2) 中村正直(敬宇)の同人社に学ぶ

同人社は福沢諭吉の慶應義塾、近藤真琴の攻玉社と並んで三大義塾と言われた。

正直は9歳の時、湯島聖堂の四書の素読吟味で賞を受け、15歳頃から蘭学を秘かに習い始めた。嘉永元年(1848)昌平坂学問所には入り、蘭書は公然とできなかつたので見台の引き出しに入れておき勉強したという。怪しまれ何回か詰問されたと言われる。寸暇を惜しんで勉強したので、正直の座る場所の畳がへこんでしまったというエピソードがある。慶応2年、幕臣の子弟から募集した英国留学生に選ばれて国際的感覚を身につけ、広い視野に立って子弟の教育に当たっている。

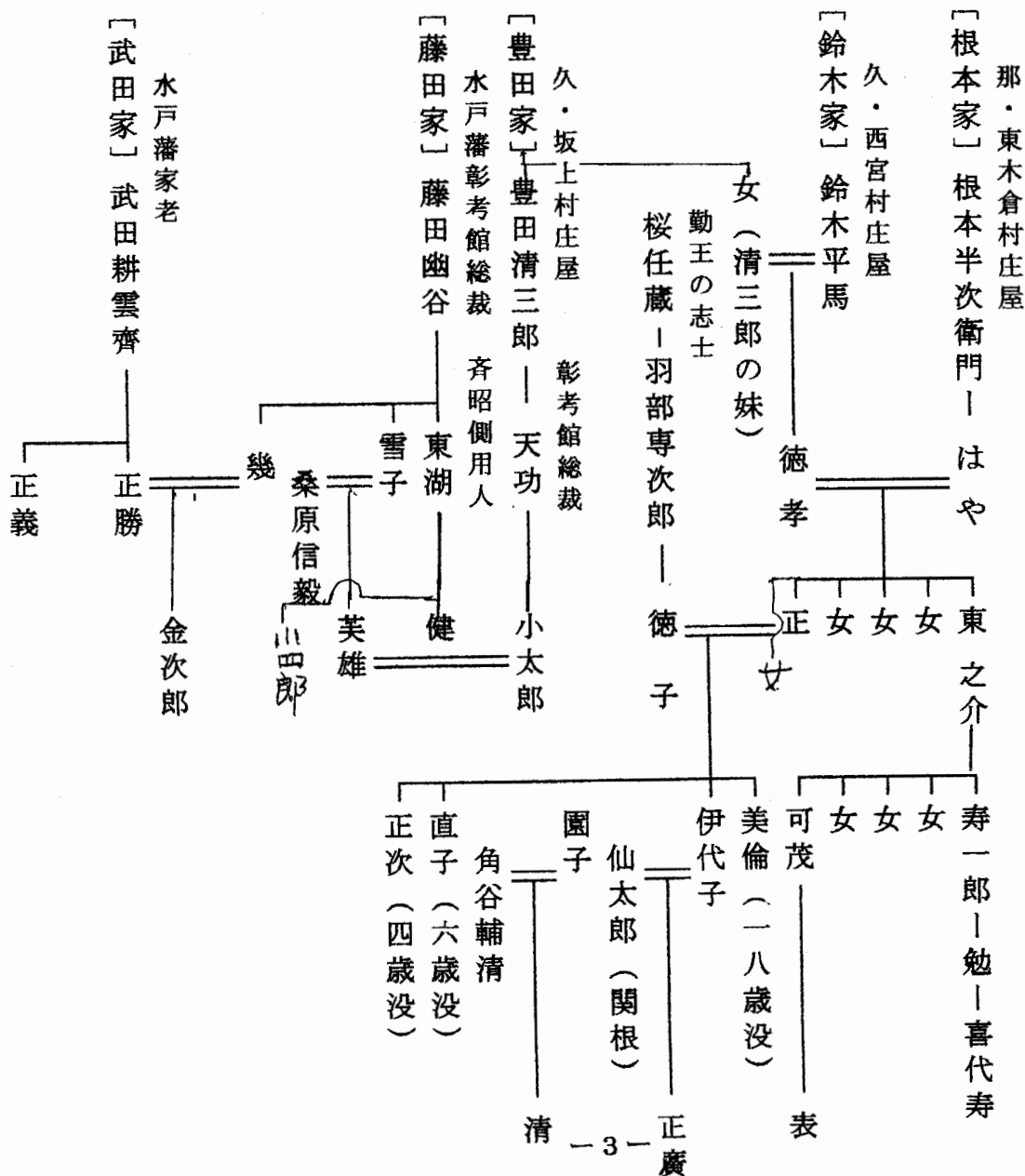
日本近海を通過する外国船も多く、ペリーも来航している。そして航海を通して交易が盛んである。鎖国制度を廃止して、軍備を整え貿易をするのが望ましいようなことを述べている。また、我が国の北辺が露国に狙われているので土地開発を進めたり、近代兵器を備えるべきであるとも述べている。海外の情勢を知らないとか何かことが起きた時、勝利することができない。外国との禍変に備えて外国の状況を知る必要があるから、洋学異学の禁を解除するよう主張している。そのため開国論者の正直は、攘夷論者に狙われ母の機転で暗殺を免れたこともあったという。

①『西国立志編』(スマイルズの「セルフ・ヘルプ」の訳)、『自由之

- 理』(ミルの「自由論」の訳)の発刊…自由民権思想に大きく影響
- ②明六社の結成 森有礼・福沢諭吉・箕作秋坪ら 啓蒙思想の普及活動 『明六雑誌』の発刊
 - ③明治6年 宣教師カックランから洗礼を受けたクリスチャンである。
 - ④当時の男尊女卑社会の中で女性の地位向上と女性・子どもの教育の向上に努めた。
 - ⑤日本最初の高等女子師範学校を創設。
 - ⑥幼稚園や訓盲院を創設。

正は『西国立志編』に感動して同人社に入門し、中村門下生になったという。同人社で本格的に勉学に励んだ。正直は正の才智と剛健の意志を愛し、同人社の室長にした。塾生は毎朝、正直と共に正直の作成した祈文を30分間神に捧げたという。正は「私の神の御恵みをいただく最初の動機」(回顧八十一年)とキリスト教との出会いを感謝している。また中村正直先生の教えを受けて非常に幸福だったのは、キリスト教を信仰するようになったことだと述懐しており、正直の影響が如何に大きかったかを示唆している。

明治11年(1878)、正は住吉教会でノックス仮牧師から洗礼を受けている。正がキリスト教に帰依するきっかけになったのは、中村正直の影響もさることながら、プロテスタントの正直・真面目・愛・誠実・勤勉などの倫理に強く引かれたからではないかと言われる。正の政治活動及び日常生活には、キリスト教の精神が脈々として流れている。



(2) 留学を目指して

東京では牛込二十騎町の藤田健の長屋で自炊生活しながら学費・生活費・渡米に備えて旅費を稼ぐため、昼間は塾で勉強、夜は人力車を引いて市内を走った。警視庁巡査にもなったが給料が少ないので、駅通寮（外国郵便局）につとめ、明治8年同人社を退学し、同年神戸局に転勤、明治10年横浜局へ転勤、月給は12円であった。横浜居留地にあったヘボン塾にも入門し、英会話力をつけるため努力した。この横浜で正はノックス仮牧師から洗礼を受けている。

同じ局に勤務するアメリカ人のファー氏に自分の思いを打ち明けると、ファー氏は正が日頃外国人に差別なしに話しかけ、英語を学ぶ真摯な姿勢や誠実・正直・勤勉なのを見ていたのでその熱意に打たれ、自分の友人であるカリフォルニア州オークランドの法曹家バラスト博士を紹介した。正は明治12年3月、「シティ・オブ・ペキン」号で新天地カリフォルニアに向けて出航した。中村正直から門出を祝い一編の漢詩が贈られた。

3 根本正がアメリカで学んだこと

明治12年3月、根本正はカリフォルニアに到着し、オークランドのバラスト一家で働きながら苦学し、27歳で小学校入学、中学校卒業後、アメリカの鉄道王ビリングス氏の援助によりバーモント大学を卒業するまで10年間の留学生活を送った。正はアメリカの留学生活を経験し、次の4つの処世術ことを学んだという。

(1) 「神はかたよらず」ということ

神は誰にも平等である。誰でも努力すれば立身出世できる。英雄や偉人は施設の立派な大きい学校からだけ出るものではない。アメリカのガーフィールドという大統領はオハイオの荒野で生まれた。要は「雑事を顧みず自助的学習するにあり。天は自らたすける者を助くべし」と(『茨城教育295号』)。

(2) 「貧は富をつくる」ということ

これはバーモント大学のバッカム総理が卒業式で話したものである。正は大変感銘を受け、帰国後、『欧米貧児出世美談』発刊している。正はこの本の緒言の中で会津侯(保科氏)と山崎闇齋の問答を取り上げている。会津侯が闇齋に「楽とすること如何」(心身が安らかで楽しいこと)と尋ねると、「吾に三楽あり」と答え、一つは「万物の靈長たる人間に生まれたこと」、二つは「書を読み道を学ぶこと」、三つは「貧賤に生まれたこと」と述べている。つまり貧賤の家に生まれた者は、その経験から儉約・分別・道理を学び、武芸を習い徳を修め、智慧も備わり、一家を治め世のためになることは明らかである。そして「勤勉忍耐の気力と百撓不屈の精神」を身につけると。

(3) 「受くるより与うることは幸いなり」ということ

イギリスの慈善家サー・タイタス・ソールト氏は、ヨークシャー地方の貧しい家の生まれであるが、苦労の末、羊毛工場の経営者になったが、収益は工員のために用い、福利厚生施設の建設はパラダイスのようだったという。また貧民のために莫大な義捐金を提供した。「世の私利我欲なる資本家よ汝等は金銭に対する責任あるを知り、人類に対する義務を知らず、汝等は自家の利益を重んじて下層貧民を牛馬視」しているが、ソールトの経営を見聞し、資本家は大いに反省せよと(『前掲出世美談』)。

(4) 「善を知って行わざるは罪なり」ということ

アメリカのガーフィールド大統領にギトーという弁護士友人がいた。彼は大統領に自分をフランス大使にするよう頼んだ。しかし大統領は「如何にあなたが学者であってもアメリカ合衆国を代表する大使としてやるわけにはいかない」(回顧八十一年)とアメリカの国益を考え、自分の信念に基づいて断ったので、ボルチモア駅でギトーに銃撃され死去した。まさに身を賭して実行したのである。

4 10年間の留学を終了し帰国、そして政治家を目指す

(1) 教育の重要性

自分の青年時代は僧侶・医者・父などから学ぶ個人的、地方的なもので、誰もが学ぶことが出来なかったという反省から出発している。26年間の議員在任中、教育について法案26と建議11回提案、質問9回している。国家の富強は教育にかかっている。教育の基本は小学校教育にある。小学校教育の充実を図るには、教員の待遇改善を図り、誰もが貧富に関係なく平等に教育が受けられるようにすると云うのが、根本正の基本的考え方であった。そして根本正は教育の三大要素として「教育の発展と青年との関係」、「教育の発展と父兄との関係」、「教育の発展と社会との関係」をあげている(『茨城の教育』295号茨城県教育協会雑誌・明治41年12月31日)。

(2) 教育の在り方について。

1) 青年の心構え

12歳の時、親戚関係の彰考館総裁豊田天功の家で家僕となり学んだが、士族と平民との身分的区別は厳しく、墓参の時でも下駄は履けず、もし間違っても履いたりすれば切り捨てられるような時代であった。そこで智を磨き、徳を修めるのが第一と考え、苦しい境遇の中、僅かな暇を見つけて勉強した。人は何事によらず、あることを為そうと志しを立てたならば、直ちに実行する。為すべきでないとは判断したならば直ちに捨てる。これは人間成功の秘訣である。「人は他人の厄介になるべきでない。独立自営、己の力、己の働きにて当たるべきものである。人間は善悪を判断する能力を持っている。強靱な忍耐力で艱難辛苦を克服し、自己の力で未来を切り開いて欲しい。

2) 父兄の心構え

国民教育の発展を図るには児童の教育に当たる父兄の責任は重い。「立派なる過去は立派なる現在ありしによる。立派なる未来は立派なる現在の上に立つものなり。且つ未来の活動者は現在の児童なり」と。そのため父兄は一層の注意を払い、未来も立派になるよう努めるべきである。我が国では将来の母になる女性の教育に冷淡である。子女の教育は一家のみならず、国家のためでもある。教育は男子ばかりでなく女子にも行うべきで、世界の富強国は皆女子教育を尊ぶ国である。イギリスもアメリカも男女の差別なく、平等に教育し、平等に費用も投じている。教育は10年の計である。我が国が世界列強の上に立つには、第二の国民である女兒(娘・孫)を大切にしなければならない。女子教育が盛んになるか否かは父兄の責任であるから、女子教育の発展のため一層の努力が必要である。

3) 社会(国家)の役割

国民教育(小学校教育)は、一部の国民の知識を高めるものではない。町村により、また我が国領土の南北で格差があってはならない。

誰もが何処でも平等に教育が受けられるのが、国民教育の精神である。これが普及している国は富強であり、それが普及していない国はその反対である。それ故私は第13帝国議会に国民教育授業料全廃建議案とその財政的裏付けである小学校教育費国庫補助法案を提案し成立させた。国民兵は国家の仕事だから国費を充てるのは当然、国民教育は国家の事業であるから国費を充てるのは当然である。根本正は子どもは我が国の将来を担うものであるから『国ノ父母』と呼んでいる。そのため地域による格差をなくし、教育の機会均等など子どものある人もない人も協力して教育を支えて行くことの大切さを主張している。

5 根本正が青少年の健全育成のために実行したこと

(1) 未成年者喫煙禁止法

タバコの本産地はボリビアや中央アメリカ高地と考えられているという。我国には戦国時代ポルトガル人によって伝えられ、1602年に京都で栽培されたのが始まりらしい(『根本正伝』加藤順二)。貝原益軒の『養生訓』の中にも喫煙のことが書かれている。昔はタバコは余り害があるとは考えられず「長命草」の呼び名があったくらいである。そして新しい明治を迎え産業革命の進行と共に都市人口も増加し、若い人達の間には喫煙の風習が広がっていった。

明治32年4月16日付時事新報(『明治ニュース事典』)によると、「慶應義塾、喫煙を厳重取り締まり」という次のような記事が掲載されている。

西洋には年少者の喫煙につき厳重の取り締まりあれども、我が国にはかかる例なきため、小学生徒にして途上煙草を吹かし、或いは校舎の窓間より縷々として煙の舞い出するなど毎度見る所にして、その醜態は兎も角も衛生上の危険測るべからず、識者の聳蹙する所なるが、慶應義塾にては今度厳重の取り締まりを設け、休業の間喫煙室にて吸わしむるの外、いっさい他の場所にて喫煙するを許さず、屹度厳行するはずなりと云う。

このように喫煙が蔓延して大きな問題になっていたようである。

そのような状況の中で「幼者喫煙禁止法案」が明治32年(1899)根本正他4名の連名で、第14帝国議会に提出された。その内容は4条と附則からなっていた。委員会で協議の結果、「18歳未満ノ幼者」を「未成年者」、「18歳未満」を「20歳未満」の修正が行われ法案名も「未成年者喫煙禁止法」となった。明治33年3月7日法案は成立した。

第一条 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二条 前条ニ違反シタ者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス

第三条 未成年者ニ対シ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ一円以下ノ科料ニ処ス

親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処罰ス

第四条 未成年者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ拾円以下ノ罰金ニ処ス

附 則 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【法案の提案の理由】

- ①近年小学校ではタバコを吸う者が次第に増加している。タバコは「ニコチン」や「ニコチン」を含んでおり神経を麻痺させ、知覚を鈍らせる。この状態を放置すると「日本帝国人民の元気を消滅し…我帝国人民をし

て或は支那・印度の如き」(『帝国議会と教育政策』) 状態におとしめる恐れがある。

- ②このような法律は文明国では既に行われている。ドイツでは軍人になるのに有害であるという理由から16歳以下の子どもに禁止している。アメリカのニューヨーク州では1889年(明治22)に禁止法を制定し、バージニア、バーモント各州も施行している。アメリカ=スペイン戦争の際、軍人として不適當であると除隊させられた90%は幼少からの喫煙者であるという。
- ③1871年(明治4)アメリカのエール大学で147人の学生を4年間にわたり調査した結果によると、禁煙者は喫煙者に比較して身長・胸囲・肺に関して優れていたという。ウェスト・ポイント陸軍兵学校及びアナポリスの海軍兵学校も禁止している。
- ④日本を東洋において欧米列強に優る国にするためには、将来この国の父母となる小学生にタバコを吸わせるわけにはいかない。
- ⑤このような有害なタバコを国庫の補助を受けている生徒が喫煙するのはよろしくない。

(2) 未成年者飲酒禁止法

1) 安藤太郎との出会い

明治19年(1886) 上海領事からハワイ総領事へ

ハワイにはアメリカ人ヴァン・リードに連れられて密航した最初の移民「元年者」が、雇い主との関係もうまくいかず、虐待され荒んだ生活をしており国際問題になっていた。

その風聞を聞いてサンフランシスコ福音教会から美山貫一牧師がハワイを訪れた。美山牧師は日本移民救済のため病人や帰国旅費の支援などを行う「日本人共済会」を発足させた。次第に日本人移民は美山牧師の話に耳を傾けるようになり賭博や飲酒を止める人が多くなり、雇い主の評判もよくなったので安藤は大変喜び、公報で美山牧師の説教活動を本国へ報告している。逓信大臣榎本武揚などから日本酒の菰被り、2樽が送られてきた。安藤の妻・文子は鯨飲家の夫の健康を心配し、馬丁に酒樽を領事館裏庭に運ばせて樽を壊して流してしまった。安藤は一時激怒したが妻の真心が分かり、これを機会に生涯禁酒を続けた。時事新報はこれを「安藤総領事日本酒を棄つ」と報道し、これがアメリカの新聞にも掲載された。根本正はバーモント大学留学中、安藤がキリスト教信者になり、美山牧師や文子の影響で悲惨な日本移民の生活の向上を目指して「在ハワイ日本人禁酒会」を創立したのを新聞で知り、「アメリカにいる我々がこのように意志堅固な人々のため、その新聞記事のため非常に肩幅が広くなった」(『回顧八十一年』)と述べている。正はこの素晴らしい行為に感激し、安藤に手紙を書いたのが正と安藤の最初の出会いであった。そしてこれが奇しくも正と安藤が禁酒運動を通して結びつきを強める運命的な出会いとなったのである。明治23年東京禁酒会が結成され、明治31年日本禁酒同盟が結成されると安藤はいずれも会長に、正は副会長として安藤を支え禁酒運動を推進した。

2) 根本正と未成年者飲酒禁止法の成立

正は尋常小学校の授業料を無料にして貧しい者もみんな学校に行けるようにしました。子ども達は子どものない人達の支援を受けるのだから親の酒飲みがたたり頭の悪い子ができたら相すまない。教育を受けたからと云って生意気に酒を飲んだりタバコを吸っては罰が当たる。そのあげく健康を害しては面目が立たない。

アメリカに留学した時、青少年が酒やタバコ・麻薬で破滅していく姿を見て、将来の日本を考え、一人前になるまでは酒を禁止し、子供達の健全な精神と身体を守ろうとした。あくまで日本の将来を担う青少年の将来を考えてのことでした。

明治33年(1900)、今から109年前「未成年者飲酒禁止法」が、第14帝国議会に提案されたが、日本社会では未成年者の飲酒は普通で酒造業者・酒店の反対が強く、画期的なこの法案はなかなか成立しなかった。この法案が成立したのは大正11年(1922)で約22年間かかりました。正が最初に提案した時は50歳、成立した時は72歳になっていた。時には衆議院の議場で笑い者にされたり、馬鹿にされたり、ピエロにされたりしたが、前途有為な青少年を育てるため信念を持って幾多の困難をのりこえた不撓不屈の精神と反対派には誠心誠意をもって説得するという民主主義の精神でこの法案を成立させました。

根本正の素晴らしさは、何10回も否決されても諦めず、日本の将来を考えて信念を通したことです。日本の子ども達のためにこれほど真剣な努力をした政治家を知りません。現在は青少年の飲酒・喫煙問題が余りにも多すぎる。根本正はなぜ22年の政治生命をかけてこの法律を提案し続けたのか、もう一度青少年・大人達も1人ひとりが胸に手を当てて思い起こしてみる必要があるのではないのでしょうか。

第一条 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

第二条 未成年者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第三条 第一条第二項第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条 営業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ営業ニ関シ成人者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス
営業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則 本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎根本正の心境

「踏まれても 根強く忍べ 道芝の やがて花咲く 春をこそ待て」

<参考文献> 不屈の政治家根本正(根本正顕彰会)、根本正伝(加藤順二)、帝国議会と教育政策(本山幸彦編)、根本正の生涯(根本正顕彰会)



根本正生家



バーモント大学時代



フレデリック・ピリングス氏



板垣退助



バーモント大学

衆議院議員之証

茲將根本正君之資格證明書

右者成規ノ資格ヲ有シ正當ノ
手續ヲ經テ第二選舉區ニ於テ
當選シタルコトヲ證明ス

明治三十一年四月一日

茨城縣知事小野田元

根本正

衆議院議員之証

Poor boys who became famous.

Hon. Sho Nemoto.

米歐 貧兒出世美談

U.S. Grant.

江原素六君正君譯述

完發館文教

歐米貧兒出世美談